



平成 28 年 1 月 26 日

しんきんインターネットバンキングサービス及び
電子記録債権システムをご利用のお客様へ

平素は、インターネットバンキングサービス（WEB-FB, WEB バンキング）及び電子記録債権システムをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、インターネットバンキングのメール通知サービス及び電子債権システムからの通知メール受信時において、受信された E メールを開封した際に、「デジタル ID は失効しています。」というメッセージ(※)が表示される事象が発生しております。

原因等については現在調査中ではありますが、本事象はウイルス等によるものではなく、インターネットバンキング及び電子記録債権のお取引に影響はないとの回答を(株)しんきん情報システムセンターより得ております。大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいいたします。

※メッセージにはいくつかのパターンがあります。

例) ・デジタル ID は失効しています。

・デジタル ID は取り消されています。

・デジタル ID は他の問題が発生しました。

以 上

